

資料3

福祉のまちづくり条例の概要及び バリアフリー法との関係

都市政策課

福祉のまちづくり条例について

(1)前文

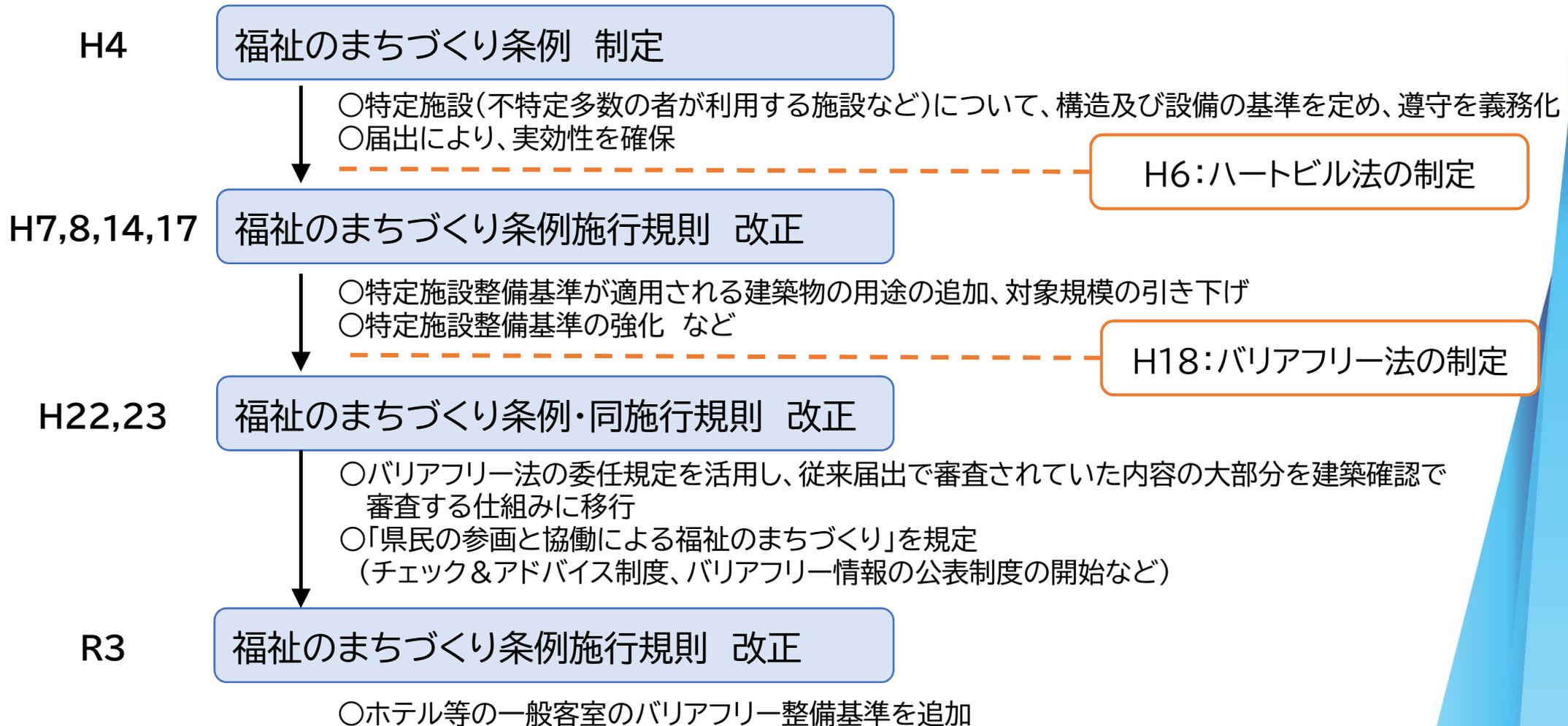
すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である。

いま、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない。

ここに我々は、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりの理想を高く掲げ、県民一人一人が手を携え、共に生きる心のきずなを確かめあいながら、その実現に向けて全力を挙げて取り組む決意の下、この条例を制定する。

福祉のまちづくり条例について

(2)福祉のまちづくり条例の経緯(主なもの)



福祉のまちづくり条例について

(3) 条例の構成体系

| | |
|----------------------------------|--|
| 第1章 総則 | ○定義、責務等 |
| 第2章 基本方針等 | ○福祉のまちづくり基本方針等 |
| 第3章第1節 特定施設 | <p>【新築等される特定施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設に対する整備基準を規定 ○バリアフリー法の委任規定による基準の付加等を規定 <p>【既存の特定施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー情報のインターネット等での公表を規定(努力規定) |
| 第3章第1節の2 小規模購買施設等 | ○100㎡未満の店舗等に対する施設整備の基準(努力規定)、手続を規定 |
| 第3章第2節 公共車両 | ○公共車両に対する設備基準(努力規定)を規定 |
| 第3章第3節 住宅 | ○住宅に対する施設整備の基準(努力規定)、手続(21戸以上の共同住宅)を規定 |
| 第3章の2 県民の参画と協働による 福祉のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の意見を尊重した特定施設の整備・運営 ○福祉のまちづくりアドバイザーの登録とあっせん(チェック&アドバイス制度) ○県民参加型特定施設(ひょうご県民ユニバーサル施設)の認定 |

福祉のまちづくり条例について

(4) 特定施設に対する整備基準の構成体系 (第3章第1節)

| 福祉のまちづくり条例 | | |
|---|---|--|
| 【対象施設：特定施設】 | 【整備基準：特定施設整備基準】 | 【審査対象行為】 |
| 社会福祉施設 医療施設 教育文化施設 物販店、飲食店 共同住宅 事務所、工場 …等 ※一部の用途について対象施設の規模を引き下げ | 高齢者等が利用しやすい 出入口・廊下等・階段 傾斜路・エレベーター等 便所・ホテル等の客室 敷地内の通路・駐車場 浴室等、標識・案内設備 案内設備までの経路 ※建築物移動等円滑化基準に特定施設整備基準の一部を付加 | 新築 増築 改築 用途変更 |
| 地下街 鉄道駅舎 道路、公園 …等 ※当該基準の適用を受ける特定施設は建築確認に加え、条例に基づく届出も必要となる | 劇場等の固定観覧席の基準 公共の交通機関の乗降場、改札口等の基準 | 移転 大規模な修繕 大規模な模様替え 一定規模未満の増築・用途変更 都市計画区域外での建築等 |
| 【手続き：届出】 【罰則：なし】 | | |

法委任規定
 +
 バリアフリー法

特別
 特定
 建築物

建築物
 移動等
 円滑化
 基準

【手続き：建築確認】
 【罰則：あり】

福祉のまちづくり条例について

(5)福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の関係

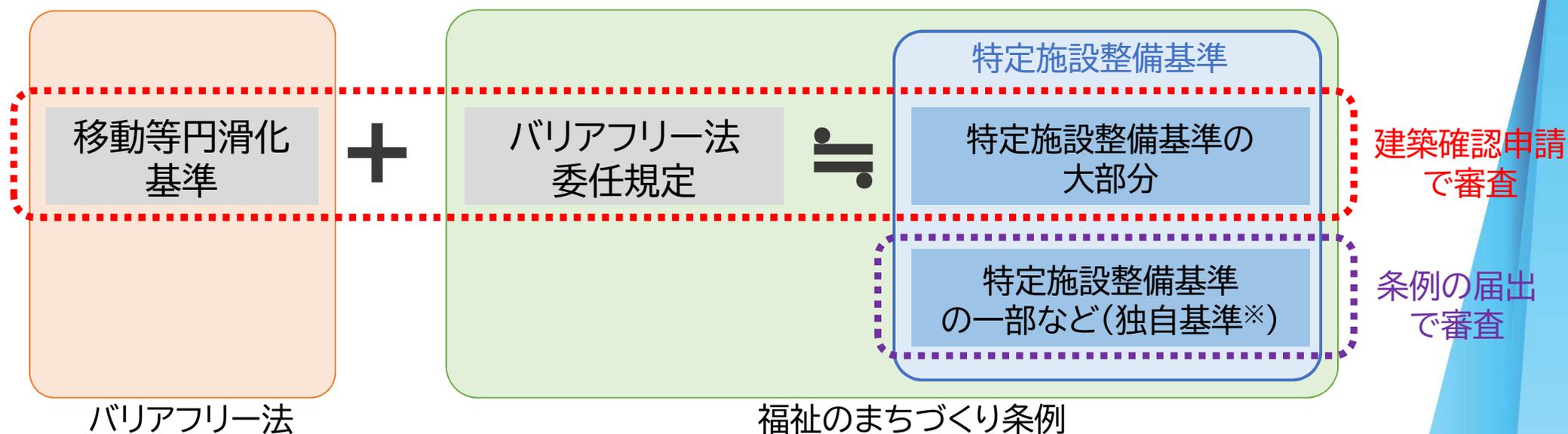
■ 県は「福祉のまちづくり条例」でバリアフリー法の基準等を強化(条例第24条の4,5,6)

- ① 基準の適用を受ける建築物の用途の追加(工場、事務所、共同住宅等)
- ② 基準の適用を受ける建築物の規模を引き下げ
- ③ 基準の追加

法委任により建築確認
により審査

■ 条例は大規模な修繕・大規模な模様替えなどの時にも基準を適用(バリアフリー法は適用なし)

(6)福祉のまちづくり条例とバリアフリー法における整備基準と審査体制



※ 建築物特定施設以外の建築物の部分に対する整備基準、道路・公園等に対する整備基準

福祉のまちづくり条例について

(7)委任規定による基準の上乗せ（今回の法施行令改正関係箇所）

| | 移動等円滑化基準 (現在施行) | 委任規定による基準の上乗せ |
|-------------|---------------------------|--|
| 車椅子 トイレ | 2,000㎡以上の 特別特定建築物:1以上 | 規模引下げ:2,000㎡⇒1,000㎡等(用途に応じる) 基準の追加:ベビーチェアの設置等 |
| 車椅子 駐車区画 | 2,000㎡以上の 特別特定建築物:1台以上 | 基準の追加:駐車台数30台以上の場合、1区画以上 |
| 車椅子用 客席 | 基準なし | その他:1,000㎡以上の劇場等は1席以上設置 ※法委任に基づかない条例独自の基準 |

今回の法施行令改正に関連する県内での最近の動向

(1) バリアフリー対応へのニーズの変化

- 前回の改正(H23)から10年以上が経過し、県民のバリアフリーに対するニーズが変化



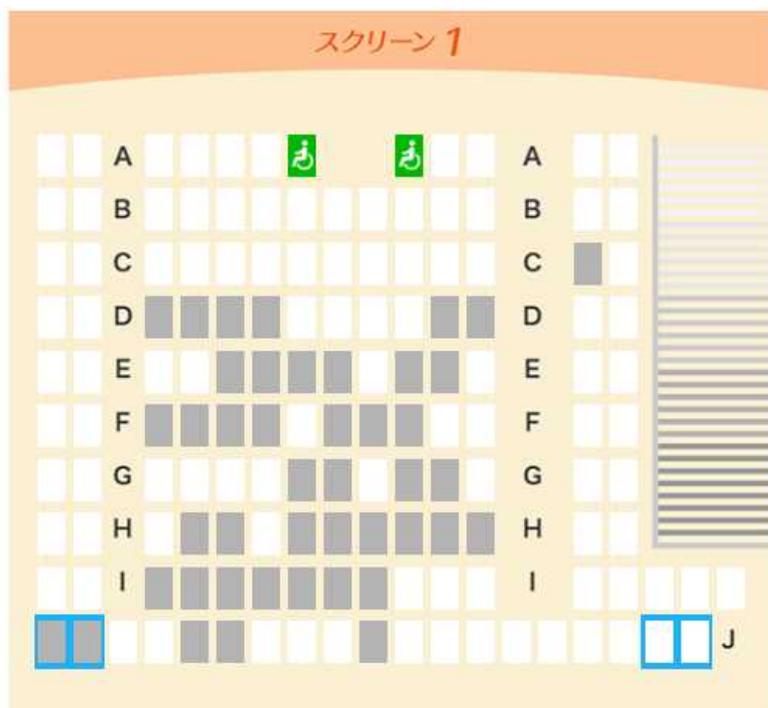
ユニバーサルツーリズムの推進

本県では、年齢や障害の有無等にかかわらず誰もが気兼ねなく旅行できる環境整備を推進

今回の法施行令改正に関連する県内での最近の動向

(2) 施設所有者の意識の高まり

- バリアフリー法の移動等円滑化基準や福祉のまちづくり条例の特定施設整備基準を 上回る施設整備 も行われている



複数の車椅子利用者用区画を整備した例
(OSシネマズ神戸ハーバーランド)
【設置義務:1区画 → 2区画整備】



複数の車椅子利用者利用駐車区画を整備した例
(神戸三田プレミアムアウトレット)
【設置義務:1区画 → 30区画以上整備】